

# 戦前京都における障害児調査と障害児保護・教育事業

玉村公二彦

## On the Historical Development of the Survey and Care for the Handicapped in Prewar Kyoto

TAMAMURA Kunihiko

戦前の障害者の保護・教育事業史上において、京都は、東京、大阪と並んで、先導的な試みがなされてきた地域である。京都における障害者保護・教育の成立と展開過程の総体を明らかにするためには、一つには、障害種別に即した史・資料の掘り起こしに基づいて、施設・学校等の成立要因とその背景、保護・教育の実態、成立・展開過程、そこでの遺産等を明らかにして行くこと、いま一つは、個別実証的研究に基づきつつも、障害者問題が社会問題化していく過程で、障害者の保護・教育事業として結実するための共通する現実認識の実態的特質を明らかにしていくことの2点が求められよう<sup>1)</sup>。本小論は、後者の課題について、戦前京都における障害児・者調査の歴史的展開過程に着目し、障害者保護・教育事業の成立との関連で、障害児・者調査の内容・方法上の検討を試みることを目的とする。障害者問題は、資本主義の発展過程における社会問題であり、それ故、社会的実践として成立する障害者保護・教育事業は、一定の社会認識に基づく対象把握の方法を不可欠とし、その科学性、妥当性の成熟の度合が、社会的実践としての障害者保護・教育事業に反映されると考えるからである。本小論では、まず明治以降の京都における障害者保護・教育事業と障害児・者調査の概要を整理し、ついで特に障害児調査に注目しつつ、その内容上の時代的特徴を検討する。その上で、障害児保護・教育事業の成立及びその実践と障害児調査の関連を考察したい。

### I 障害者保護・教育事業の形成過程と障害児調査の位置

障害児・者調査との関連で京都における障害者保護・教育事業をみれば、次のようなものが指摘し得る<sup>2)</sup>。

まず先行したのが盲・聾児である。1878(明治11)年盲啞院の設立に先立って、その実質的推進者である古川太四郎によって京都府上京総区長に依頼した各区の学齢盲聾児の調査がある。1880(明治13)年には下京区役所が盲啞者実態調査を各区に達している。いずれも、京都盲啞院の設立の基礎資料となるべきものとみられる。1878年京都盲啞院の設立とそれ以降の盲・聾教育の実践的蓄積が開始されることとなるのである。盲啞院の実践の蓄積は、その後1888(明治21)年、卒業生の現状調査をおこなうところまで進展していた。明治30年代前後、障害の原因の追求が課題意識となるが、まず、1896(明治29)年盲啞院生徒の失官原因調査がなされ、翌年『統計学雑誌』に発表されていた。就学督促及び学力向上政策の強化を背景として、京都府教育会が1902

(明治35)年に行った「不完全な心意を有する児童についての調査」もまたこの課題を担うものであった。後者に関しては、明治30年代後半、淳風小学校での脇田良吉による「特殊教育」の模索、京都府教育会による、東京の滝乃川学園について全国2番目の「精神薄弱」施設として発展してくる白川学園の設立(1904(明治42)年)、そこでの脇田良吉を中心とした実践の進展と連動していた。精神障害に関しては、わが国最初の精神病院とされる府立癲狂院の設立、岩倉地域に群居した保養所群と岩倉精神病院等による精神障害者の収容が明治以降進められていたことから、病院統計などの中にその一端を見ることができると考えられ、同時に、精神病者が治安対策の一環として把握されたことから、天皇制警察が常時その実態を把握していたとみられる。

大正期初頭には、1913(大正2)年京都府が不就学児童調査を行ったことが記されていた。また、市に移管された盲啞院が、1916(大正5)年、京都市長に聾啞児の調査を依頼している。それらを受けて、文部省の「盲学校及聾啞学校令」の制定と「特殊教育」振興策を背景とした本格的な調査として、「特殊児童」を対象に、1922(大正11)、年藤井高一郎による「京都市に於ける特殊児童調」が行われていた。これらは、大正期、慈善事業から社会事業へと発展する中で、京都府社会課及び京都市社会課が設立され、児童保護事業を含む広範な社会事業を統括するようになるところで試みられたものであり、教育サイドでは「特別学級」設置に結実することになる。

大正期を経て昭和期において京都市の社会課による調査が多面にわたってなされた。大正期には、個人的な尽力によってなされていた調査が組織的になされてくるのである。児童保護事業に関しては、社会課による「学齢児童に関する調査」「保護少年に関する調査」「児童保護に関する調査」の三部作が、1929(昭和4)年から1931(昭和6)年にかけて、実施・報告されていた。この調査は、大正期設置されはじめた「特別学級」を一回り拡大させ、同時に京都市児童院の設立の基礎資料となった。京都市社会課による社会事業調査の一環として、1935(昭和10)年「京都市に於ける精神病者及びその収容施設に関する調査」「京都市に於ける医療保護事業に関する調査」により、精神障害者と精神病院及び家庭保養所が把握されてくる。これらの調査によって全国初の公立「精神耗弱者」収容施設醍醐和光寮が設立(1938年)されたのである。また、同系列の関連する調査として「カード階級」「貧困者」「不良住宅地区」を対象とする調査の中に障害者も部分的に捉えられていた。

1931年設立された京都市児童院は、「異常児」の保護・相談活動を展開し、病・虚弱児、精神薄弱児、肢体不自由児等の障害児を独自の立場から把握しようとした。まず、児童院の心理学者が中心となって、知能の特徴の研究をもとに「京都市の劣等児低脳児の教育調査」が行われていた。病・虚弱に関しては、京都市児童院での業務統計によって相談活動の様相が同え、児童院と市学務課による独自調査が企画され、実施されていた<sup>3)</sup>。それは、病・虚弱児施設の八瀬学園や京都市養護教育研究会の活動を促進することとなったと推察される。肢体不自由に関しては、京都市養護教育研究会によって、1935(昭和10)年、「京都市小学校運動機能障碍児童の調査」がなされ、小学校在籍の肢体不自由児が把握されるとともに、その養護対策が構想されていた。また、「特別学級」の学級担任によって組織された京都市特別教育研究会によって、1941(昭和16)年、「全市精神薄弱児童数調査」がなされた。

これらの障害者の実態把握の歴史的変遷の概要からは、実態把握の主体と対象によって大別し

て障害者と障害児の区分が進められたことが傾向として見られる。障害者に関しては、特に近代的社会事業の対象把握の中に位置づけられ、障害児に関しては、特に教育現場での問題状況から障害児の教育問題として顕在化していったことが推察される。障害者保護事業が分化され得ない段階では、調査としては、障害者が、貧困などの中にその要因として障害が位置づけられ、それによって社会事業調査に包摂される傾向をみるのに対して、障害児は、明治期、盲・聾を分化させてしまっただけで、「特殊児童」として全体的に把握されていった所から徐々に「精神薄弱児」、「運動障碍児」など障害種別に分化させていったことが特徴であろう。それ故、以下では、障害児調査に限定して、時代的にみた背景と課題意識、内容と特質を検討し、あわせて対策構想との関連を検討することとする。

## II 明治就学児童の飛躍的増大と「不完全なる心意を有する児童」の把握

盲・聾教育に限定された調査を経て、その他の障害も含めて障害児童把握の嚆矢となったのは、教育サイドから京都府教育会が行った「不完全なる心意を有する児童につきての調査」(1902(明治35)年)である。これによって、小学校児童を母数とする調査の第一歩が踏み出されたのである<sup>4)</sup>。

### 1 課題意識の形成

この調査に先だつ1900(明治33)年、第三次小学校令が制定され、就学猶予・免除が厳格に規定される一方、国家による徹底した就学督責と学力向上・徳育強化の政策が強力に進められた。京都府では、既に1899(明治32)年、「児童就学の督責に関する訓令」を発し、「今後数年末期シ平均九十人以上の就学歩合ヲ得シコト」を目標に指定し、不就学児対策のいっそうの徹底をはかった。この目標を受けて京都府教育会は、「無償強制主義の實行」「強迫教育の必要」という主張を掲げ<sup>5)</sup>、盛んに就学率向上の運動を教師のサイドから行っていった。この結果、明治31年から33年京都府における就学率は飛躍的に増大し、明治33年には、京都府及び京都府教育会の目標としていた就学率90%は、統計上では達成するに至った。就学児童の飛躍的増大に伴う、大量の児童の小学校への流入は、教育条件の不備の状況を惹起せしめ、また単式学級の優勢化に端的に示されるようにこれまでの学級の性格を大幅に変えるとともに、70人規模の過大学級を増出せしめた<sup>6)</sup>。学級の訓練・教授を實行する際の障害が過大学級を構成する児童において注目されることとなったのである。

この時期、京都府視学としてまた京都府教育会調査研究部長として手腕をふるったのが、田中勝之丞である。田中は「小学校の改良を単に形式に止まらざらしめんことを期すべきなり」として、小学校教育の実質的改良をこそ重視した<sup>7)</sup>。田中の教育議論の特徴は、「児童に対する研究」「児童の個性に対する研究」を特に強調し、その具体化として児童調査研究と訓練論を押し出してきたことである<sup>10)</sup>。田中は、「(児童の)観察は訓練手段を施す予備と云ふべく」として、当時の教育界において「児童観察」が訓練と無関係に行われているという批判していたが<sup>9)</sup>、そこに、「個性」把握を主とした児童研究と訓練の関係は示されている。従って、この調査は、訓練論的観点による児童の調査研究として、京都府教育会が具体化したものと考えられるのである。

### 2 調査の内容

この調査の対象とされた児童は、小学校に就学していた児童の内の「不完全なる心意を有する

児童」とされたが、それは京都府教育会の例示によれば次のような児童であった。

「盗癖あるものの虚言の癖あるもの、著しく不正直なるもの若くは不従順のもの、著しく残忍酷薄のもの、著しく懶惰のもの、著しく臆病のもの、著しく不注意のもの、著しく陰鬱の気性のもの、著しくねぢけたる癖あるもの、教室にて無言のもの、記憶力乏しきもの、一般に道徳心の乏しきもの、心力の発達著しく遅鈍なるもの、強暴のもの、吃驚のもの、或種の奇癖例へば蛙を忌み、毛虫を忌みねずみを忌む如きもの、其他精神的病症<sup>10)</sup>」

対象とされた児童の内、まず前面に出た児童の系列は、「盗癖」「不正直」等の道徳的観点から問題行動を持つ児童である。次の系列は、「記憶力乏しき」「遅鈍」等の発達遅滞とみられる児童であり、その他「吃驚」といった言語・聴覚障害、緘黙等を含めた情緒障害とみられる児童が雑把として想定されていたといえよう。ここにおいて、先に述べたように、訓練分野における教育方法思潮を反映した対象設定となっていたと考えられる。すなわち、これらの児童は教育上において「矯正」の対象とされ、しかもその「矯正」も「困難」「絶望」と見られ、「是等は将来大に社会上に害毒を流すに至るべきもの」と観念されているからである<sup>10)</sup>。従って、日露戦争前の国家主義の高揚を背景とした社会防衛論的見地からの把握として、この調査の性格があり、この見地から、第三次小学校令下の徳育強化政策及びそれに基づく訓練論の隆盛と接合された、と推察されるのである。

以上の児童を対象としたこの調査は、第一に、対象児童の家族について、第二に、対象児童の友人関係、第三に、対象児童について、そして総括的な「原因の考査」によって、構成され、児童が「不完全なる心意を有する」に至った原因をこそ問題とした。従って、遺伝関係を読み取る、父母の気質、酒癖、疾病といった項目、対象児童の過去及び現在の疾病、発育状況、気質の項目、そして担当者の「原因の考査」の項目が、わけても注目される。これらの諸項目は、担当教師によって、設定された項目に即して児童一人ひとりについて記述するものとなっていた。記載例は例示されてはいるものの、児童一人ひとりの「不完全なる心意」の判断基準は、記入する教師の裁量に任されたものとなっていた。尚、調査対象校は、京都府の児童数 200 人以上の小学校総てとされたが、その詳細は報告されていない。調査の対象、構成と項目等については、それらが極めてプリミティブなものに留まっていたといえる。

### 3. 調査の結果とその後の展開

この調査によって把握された児童は、総数で418人、それぞれ次のような分類と人数としてまとめられた<sup>11)</sup>。「心力遅鈍」144人、「記憶力乏し」36人、「不注意」36人、「ねぢけ」36人、「盗癖」34人、「陰鬱」26人、「強暴」26人、「無言の癖」25人、「虚言の癖」23人、「吃驚」18人、「臆病」14人。ここで注目されるのは、この調査は当初訓練論的発想から問題行動児を前面に出していたのであったが、その伏流として意味を付与されていた「心力遅鈍」のものが結果として把握された児童の34.4%を占め、無視し得ない存在として現れてきた点である。

では、把握された児童について、調査の目的において第一に課題視された「不完全なる心意」にいたらしめた原因は、如何なるものと考えられたのか。調査結果に基づいた総括的な傾向をみると、「吃驚」の記述は無かったが、「虚言」「盗癖」「ねぢけ」と特徴づけられた児童は「家庭の教育的影響」とみなされたが、それ以外の「心力遅鈍」「記憶力乏し」「陰鬱」「臆病」「不注意」「強暴」「無言の癖」と特徴づけられた児童については「遺伝的原因」とされていた。あわせて、

「心力遅鈍」「記憶力乏し」「陰鬱」「臆病」「無言の癖」については、「生理的原因—体質、薄弱、疾患等」も一因として指摘されていた。

このうち、「心力遅鈍」については、「劣等児」と読みかえられ、岩内誠一によって、別途検討が加えられていた。そこでも又、「劣等児」の原因は、48事例について乳幼児期の疾病を指摘するものの、その多くを「遺伝」として、結婚法の改善、父母の養育姿勢の改変を「根本的に撲滅するの策」としていた<sup>12)</sup>。

京都府教育会では、調査の母数となる対象小学校在籍児童総数は問題にされておらず、この時点で対象となる児童の出現率との対応で対策提言の基礎資料とするという問題意識の存在は脆弱であり、問題となる児童の様相を掌握し、原因を詮索することこそが第一義であったといえる。しかし、調査は、明治30年代後半、特殊教育を模索していた脇田良吉による京都府教育会を舞台とした「特殊学校」設立提案に受け継がれ、明治40年代初頭には文部省訓令第6号を背景とした「低能児」教育議論を経て1909年児童研究所としての白川学園の設立に継承されることになるのである<sup>13)</sup>。

### III 「文化発展の消極的方法」としての「特殊児童」の把握

障害児童の全数把握という課題が自覚化されるのは、大正期を待たねばならない。その本格的試行が、1921（大正10）年から1922（大正11）年にかけて京都市視学藤井高一郎によって行われた「京都市に於ける特殊児童調」である。この調査は、京都の中でも特別市政が敷かれた京都市に限定して、米騒動の影響から社会事業を進展させる必要に迫られて設置された京都市社会課が委嘱したものであった<sup>14)</sup>。

#### 1. 調査の課題意識とその基盤

第一次世界大戦後、教育は児童就学の安定的状況を基盤として教育における実験的試行が試みられるようになる。思潮上における大正デモクラシーの高揚とそれに対応した教育論である。私立の「新学校」が設立される一方、義務教育の機会均等論に基づいた貧困児等に教育の機会を及ぼそうとするものであった。しかも、華やかな「自由教育」論の伏流として、教育の効率化の要請から教育測定運動が導入され、教育と児童保護事業の現場に無視し得ない影響を与えることとなった。

大正期の思潮と教育・児童保護の動向は、この調査の課題意識の内部に深く関与している。調査者の藤井高一郎は、大正期高揚してきた思潮を、「デモクラシー」と「文化主義」とみ、「デモクラシー」から「公平」の概念を、「文化主義」から「文化発展」の概念を析出する。その上で、「文化発展」の方法を「積極的方法」と「消極的方法」とに区分し、障害者対策を后者の「消極的方法」に位置づけるのである<sup>15)</sup>。

藤井は、「精神並びに身体に欠陥ある小国民、即ち特殊なる低能、白痴、不具、不良等の文化は一国文化の一部である」として、障害児の生活も又、「公平」に国民生活の中に位置づけた。しかし彼は続けて、「彼等の文化的逆行は一国文化の不統一であり、低下である。故に若し彼等に相当の保護教養を加えなければ文化の消極的方面は破壊を招く」というのである。つまり、藤井は、明治末の露骨な国家主義的社会防衛論を大正期らしいやりかたで修正を施し、そこから「保護教養」の対象として「特殊児童」を捉えようとしたのであった。

## 2. 調査の内容と方法

調査を委嘱し、それを受け児童保護事業を進める行政当局の京都市社会課は、年度の推移に基づく児童総数と「特殊児童」数の変化を認めながらも、「特殊児童の比率なるものは大体に於て変化の少ないものであるから、こゝ数年は此調査を基礎として誤りの少ないもの」と後に述べていた。従って、京都市の小学校在籍児童数総てを対象として、その中の「特殊児童」の実数とその比率を算出することこそ、この調査の課題であり、内容であったと言い得るであろう。

では、この調査で把握されると予定された「特殊児童」とは、如何なる児童であろうか。

調査における「特殊児童」の分類は、「天才児」「優良児」「劣等児」「白痴児」「精神低格児」「瘋癲児」「身体薄弱児」「不具児」「貧窮児」の10種類とされた。調査の対象児としての「特殊児童」即障害児ではない。何等かの特別な教育ないし保護の必要あるものが「特殊児童」であり、その意味から「天才児」「優良児」「貧窮児」も含まれているのである。ただ、「天才児」に関しては、「本質的には変質異常児である、一歩過ては瘋癲となる特殊児」として位置づけられていた。「優良児」は、調査の対象となつてはいたが、「心身並に境遇上特殊なる弱点を有する児童」とは見なされておらず、教育上は普通教育の範疇での工夫に留まるものであった。調査における「特殊児童」観は、当時の欧米での知能研究を中心とする心理学の成果を反映したものとなつていたといえよう。

このことは、調査方法にも反映されている。調査方法は、①「医学者の生理的診断」、②「心理的メンタルテスト」、③「教育実家家の個性観察及び学業成績」の三方面より精査することとなつていた（ただし、実際は「実際の観察調査」のみに基づいたものもある）。ここで、この調査において注目すべきは、メンタルテストが本格的に導入されたことである。この後、小学校レベル及び障害児調査で知能検査が注目され、それを前提としていくこととなった。

尚、この調査では、京都市小学校在籍児童を対象としていたが、それまで十分把握されてこなかった「特殊児童」の分類別の不就学児をも捉えようとしていたことは見逃せない。ただし、学齢児童総てを対象とするまでには至らず、盲・聾学校在籍児や就学免除・猶予児とされた児童にまで、十分に目が届いていたとは考え難い。

## 3. 調査の結果と対策提言

調査の母数となつた学齢児童は、65,013人（学齢児童総数の75.7%）であり、調査で把握された「特殊児童」をそれぞれ表1に示した。調査では、「天才児童」「優良児童」を含めて、全体として27,202人（41.8%）の「特殊児童」を把握することとなつていた。従って、おおよそ京都市小学校在籍児童の5人に2人が「特殊児童」となる。この内、「天才児童」「優良児童」「劣等児童」「精神低格児」「身体薄弱児童」「貧窮児童」を除く、障害児と見られる「特殊児童」は、2,400人（3.7%）となる。この結果について、実査者の藤井自身は「世界各国の研究調査と諸先輩の研究発表と略一致する」と述べていた。

また、「特殊児童」の内、「吃音児童」「精神低格児童」で極端に男児が女児よりも多いという男女差がみられ、「聾児・聾啞児」「廢疾児」「瘋癲児」「白痴児」で無視し得ない同様の男女差がみられた。また、不就学児童は、「低能児童」で6.2%、「白痴児童」で20.3%、「瘋癲児童」25.0%、「不具児童」の内、「盲児」で66.7%、「盲啞児」で92.3%、「聾児及聾啞児」で18.3%、「吃音児」で6.3%、「四肢不具児」で12.1%、「廢疾児」で100%となつており、総数では251人（0.4

%)となっていた。

では、こうして把握された「特殊児童」はどのような実態であり、いかなる対策を必要としていると見られたのか。「特殊児童」の実態について報告書が述べているのはわずかであり、敢えて拾えば、「低能児」「白痴児」は、「無意味なる彼らの生活は憐といふも愚か実に同情に堪えない」,「癲癲児」については、就学しているものは通学しているものの「登校下校を器械的に織り返しているに過ぎない」状態であり、不就学の場合は「年中蟄居」となっていた。「吃音児」は学習の発表時の「精神的悲慘」を告白しており、「痲疾児」は「就学皆無」という実態であった。

表1. 「京都市特殊児童調」による「特殊児童」数と対応する「特殊教育機関」構想

1922 (大正22) 年3月現在

分 類	就学児童			不就学児童			計 (%)	対応する特殊教育機関の設置案
	男	女	小計	男	女	小計		
天才児童	90	27	117				117(0.2)	天才教育所一校~2校
優秀児童	3,386	2,995	6,381				6,381(9.8)	普通小学校内に英才学級の付設
劣等児童	3,343	3,386	6,735				6,735(10.4)	普通小学校内に劣等児救済学級
低能児童	726	642	1,368	43	47	90	1,458(2.2)	補助学校, 補助学級の付設
白痴児童	36	23	59	9	6	15	74(0.1)	白痴院(上京・下京に)2学園
精神低格児童	173	45	218				218(0.3)	(不良児)感化院一校
癲癲児童	9		9		3	3	12(0.02)	(精神病児)児童精神病院一病院
身体薄弱児童	3,537	3,364	6,901				6,901(10.6)	健康速進学校一林間学校・海浜学校の常設
	優	544	464	1,008			1,008	
	中	20,45	1,977	4,022			4,022	
	劣	948	923	1,871			1,871	
不具児童	497	216	713	87	56	143	856(1.3)	
盲 児	6	8	14	14	14	28	42	現在を拡張
盲 啞 児	1		1	5	7	12	13	同上
聾 児 及 聾 啞 児	39	19	58	8	5	13	71	同上
吃 音 児	318	58	376	23	2	25	401	吃音矯正所一2ヶ所
其他四肢不具児	133	131	264	13	18	31	295	不具職業学校一校
痲 疾 児				24	10	34	34	(就学免除規定の見直し)
								その他: 特殊児童教育研究所一校
貧 窮 児 童							4,450(6.8)	(給食の実施)
昼間通学児童	学用品の一部給貸与を受くるもの					1,954		
	全部の保護を受くるもの					43		
夜間通学児童	全部の保護を受くるもの					2,453		

藤井は、欧米の特殊教育制度を範にとり、「特殊児童」数に基づいて「実際分別の実数より見たる最低限度の特設希望」として、これらの「特殊児童」のための「特殊機関の充實的建設」を訴えた（表1参照）。ここでの対策構想の特徴は、「特殊児童」の分類に基づいて、機械的発想とも見える児童分類に即応した保護乃至教育機関を設定している点である。この「特殊機関」構想は、次の京都市視学城野亀吉にも受け継がれ全国的にも発表されたものの<sup>16)</sup>、「補助学校」等の単独の施設は容易には実現せず、「低能児学級」も1923（大正12）年には京都市の6各地域区分ごとに1枚ずつ計画設置される予定であったが、実際は、大正末年まで持ち越された（1922年から1926年までで小学校7校と師範付属小学校に「特別学級」として設置）。しかし、京都市の「特別学級」の基礎が敷かれた点で、この調査とそこでの対策提言の意味は少なくない。

#### IV 組織的な「異常児」調査と「異常児」把握の多様化

大正デモクラシー期の楽天的対策構想は、昭和恐慌期の中で修正を余儀なくされた。恐慌は貧困を中心とした生活問題を社会問題化させ、生活の困窮が児童を捉えるところで、児童保護事業は組織的なものとならざるを得なかった。この中で、「異常児」「保護児童」等が児童保護事業の対象として把握されることとなる。京都市社会課が組織的な調査を実施し、京都市児童院が開設される。児童院もまた心理部を中心に教育調査をおこなう。一方、京都市特別児童研究会や京都市養護教育研究会といった教師の研究組織も独自の調査を組織するまでに成長してくる。1930年代以降の障害児調査は、組織性と多様性において特徴を有するといえよう。

##### 1. 「異常児」統計調査

「現代都市生活は益々児童を馳って悲惨なる境地に陥れ、異常児童の如きその数次第に増加の趨勢にあり、更に充分なる対策の考究は重要な課題となった」として、京都市社会課は、「不就学児童」「居所不明児童」「長期欠席児童」「保護児童」「低能児童」「性格異常児童」「神経質児童」「病弱児童」「身体異常児童」を対象とした統計調査と「狭義の異常児」の個人別調査を行った（調査期間1929（昭和4）年11月～12月）<sup>17)</sup>。これは、「学齢児童に関する調査」と銘うたれていたことからわかる様に、統計調査は高等科を含む学齢児童総てを母数とするものであった（個人別調査は市内小学校22校を抽出して対象としていた）。従って、この調査では、従来調査上で把握され難かった就学猶予・免除児童、盲学校及び聾学校在籍児童等の実数をも掌握されるものとなった。

統計調査の結果把握された、広義の「異常児」数を表2に示した。この結果を、狭義の「異常児」（≡障害児）に注目して見ると、まず、就学猶予・免除児は学齢児童の内0.4%程度で、虚弱を含めてほとんどが障害児とみられる。「低能児」に関しては、久保式大正11年法、鈴木式査定法といった知能検査によって「指数75%以下」のものでされたが、その原因は、「遺伝」が20%に満たず、乳幼児期の疾病、栄養不良等多様であると指摘された。しかし、ここでも社会防衛論的見地からの「低能児」観は変わっていない。「劣等児」は、「(IQ)76以上90以下」と見られていたが、言語障害、聴覚障害、視覚障害の治療によって「知能の正常な発達を見た例は少なくない」と指摘されていた。「身体異常児」に関しては、「下肢異常」「言語、視官、聴官の異常」がとりたてて多く、後者は、男子に多く、「半身、四肢異常」は女子に多いという結果となった。それらの狭義の「異常児」の実態についてより詳細に実態を把握すべく、対象学校を限

京都大学教育学部紀要 XXXIV

表2. 「学齡児童に関する調査」で把握された広義の「異常児童」数 (1929年11月末日現在)

(尋常小学校についてのみ掲げ、高等科については除いた)

分 類	男	女	計	備 考
不 就 学 児	202	199	401	
就学猶予 小計	90	69	159	学年別にみると、小学校1年生に最も多く、就学猶予児中132人(83.0%)を占める。
虚 弱	58	39	97	
発 育 不 全	32	30	62	
貧 弱	—	—	—	
就学免除	29	53	53	6歳～13歳まで、3～8人で、各年齢の平均は6.1人。
不具廃疾	23	40	40	
瘋癲白痴	6	12	12	
貧 弱	—	1	1	
就学督促中	84	109	193	6～13歳まで、8～38人。各年齢平均24.1人
居所不明児 小計	152	176	328	在籍児童の0.21%
一年未満のもの	66	86	152	
1年以上の除籍者	86	90	176	
長期欠席児童 小計	407	474	881	全体として、学年別では高学年で上昇し、6年が最も多くなっている。その理由は、家事都合を事由として長期欠席するものの数が多くなるからであった。
疾 病	195	193	388	
家 事 都 合	119	193	312	
そ の 他	47	49	96	
不 明	46	39	85	
保 護 児 童	450	347	797	1年～6年まで平均して在籍児童の1.1%
低 能 児 童 小計	677	614	1,291	在籍児童数に対する割合は、平均で1.79% 4～5年が多く、2%前後となっていた。
疾 病	203	192	395	
遺 伝	125	109	234	
其 他 不 明	349	313	662	
劣 等 児 童 小計	3,072	3,104	6,176	在籍児童に対する割合は、平均8.54%高学年で若干高まる傾向にある。
疾 病	512	518	1,030	
遺 伝	477	411	888	
其 他 不 明	2,083	2,175	4,258	
性格異常児童 小計	536	280	816	在籍児童に対する割合は、平均1.1%
環 境	210	114	324	
素 質	254	127	381	
其 他 不 明	72	39	111	
神 經 質 児 童	297	223	520	在籍児童に対する割合は、0.7%
病 弱 児 童	643	678	1,321	在籍児童に対する割合は、1.8% 腺病質267(41.5%)で最も多く、ついで栄養不良11.5%、発育不良9.2%とつづく。この中には、「身体欠陥」等も含まれる。
身体異常児童	446	303	749	在籍児童の1.0% 肢体異常195人(26.0%)で最も多く、ついで言語障害其他134人(17.1%)、視官127人(17.0%)とつづく。

定した上で、家族関係、身体状況、学業成績、心神異常の状態等について個人別調査が行われていた。その結果として注目すべきは、「低能児の32.20%は病弱又は身体異常、5.93%は性格異常、4.2%は神経質である」等、これらの「異常児」に関しては、「精神状態と身体との間に密接な関係がある」として、障害の重複実態へと発展すべき指摘をしていた点であろう。

ところで、この調査に基づいた対策構想は、「異常児童、不良少年発生防止、並びに保護に関

する方策」として別途示された<sup>18)</sup>。それは、①保護機関、②家庭関係、③学校関係、④社会教育関係、⑤職業関係、⑥保健関係にわたる広範なものではあったが、例えば学校関係であれば、「義務教育終了の異常児童に対し、補修学校を設立し、特殊教育令を制定すること」といった新しい提起を含みながらも、極めて一般的なものとなっていた。むしろ、この調査の結果は、児童保護事業と「特別学級」設置の実質的推進者によって積極的に受けとめられた。1930年、「漸やく機熟」することになった京都市児童院の建設が始められ、1931年開院することになった。一方、これを契機に組織化された京都市特別児童研究会の会長であった斉藤千栄治（滋野小学校校長）によって、調査結果が京都市小学校長会議に示され、「異常児童を収容する京都市立の特殊小学校を設置し、かつ京都市小学校に特別学級を増設せられんことを市長に建議すること」という決議がなされたのである<sup>19)</sup>。

## 2. 対象と方法の分化と多様化

1930年代以降京都市の障害児童調査における対象と内容上での多様化傾向の基盤は、行政当局から相対的に独立した、京都市児童院、京都市養護教育研究会、京都市特別児童研究会などが独自に調査主体となっていたことにある。

児童院は、心理相談担当者を配置した。そこを中心に、開院以降1930年代半ばにかけて、「環境と知能」「劣等児の知的活動の特徴」「知能発達と情意素質との関係」をテーマに、知能及び知能検査研究を継続させた。この心理学的知見を基に1935年5月「京都市における劣等児低脳児の教育調査」を全市小学校を対象として実施していた<sup>20)</sup>。

対象は、「劣等児低脳児」に限定したものであったが、その学習活動の困難に焦点をあてており、内容上の特色を持たせている点が特徴であろう。調査の目的設定にあたって、「従来の調査が少々数に於て局限されていたのを補ひ、更に、之等知能劣等児の教育上の困難を、彼等の情意的傾向や教育家の所感に基いて解明する手懸を得んとして、敢えてこの調査に取りかかった」と述べていたのである。調査は、①「劣等児低脳児の教育上の困難」、②「劣等児低脳児の情意素質」、③「これら等児童の数の調査」の3方面から「劣等低脳児」の教育実態に迫ろうとするものであった。

調査結果は一部しか公にされていないが、各学年男女とも在籍児の約9%が学習困難として把握された。これら児童の教育上の処遇意見でみると「特別学級に編入し、又は特別指導をなしたしと思うもの」2,525人(3.6%)、「少し他の児童よりも注意して指導し他の者について行かそうと思ふもの」2,392人(3.4%)、「在籍させたまま放任して置くより他なしと思ふもの」1,037人(1.5%)、「寧ろ学校をやめさせたいと思ふもの」227人(0.3%)、となっていた。ここに、内容はともあれ教師の処遇方向としての要求が、児童数を根拠として示されることになっている。つまりこの調査は、「教育調査」と銘うたれていたように、単なる児童数の把握に留まらない「教育調査」の模索としての意味を持ったものである。

児童院の調査も、対象を限定するものであったが、更に障害に視点をあてた調査として京都市養護教育研究会の「肢体障碍児」調査が実施されていた<sup>21)</sup>。それは、これまで、「劣等児低能児」「虚弱児」「盲聾哑」の対策は一定進んだが、その外に「未だ全く取残されて居る異常児童がある」として、「身幹四肢等の運動機能に障碍を有」する就学児及び未就学児の実数を把握することを目的としたものであった。結果京都市内94校(69.9%)に就学している「運動機能障碍児

童」713人(8.7%)、未就学のもの121人が把握され、その出現率をもとに京都市全児童中の「運動機能障碍児」を推計していた。その上で、検診の施行、教師及び保護者の啓蒙、治療費援助、当該児童を「収容する小学校」の設置、「養護学級」の設置、教育方法の研究が対策として掲げられた。

障害に視点をあてるという点では、「劣等児」「低能児」と呼ばれてきた児童についても、京都市特別児童研究会を中心に対象の明確化が行われ、「精神薄弱児」として捉えられるようになった。実数調査も又、それに基づいて、1941年「精神薄弱児数調査」として行われた<sup>22)</sup>。総数で5,387人(3.8%)、知能指数50以下1,017人(0.7%)、同50~80、4,387人(3.1%)となっており、この内「特別学級」在籍児は110人(「全市精神薄弱児数」の2.0%)であった。また、「精神薄弱ノ為ノ就学猶予児」は69人存在した。調査報告者は、「現在の特別学級収容状況が余りにも貧弱なことに痛嘆」しつつ、「調査が、将来の特別学級増設に、少しでも役立つ」ことを願っていた。しかしながら、第二次世界大戦の激化は、障害児の保護・教育事業の進展を許すことはなかった。京都市の「特別学級」も以後閉級の道をたどることとなるのである。

## V 結 語

京都における障害児調査の歴史的展開過程は、それぞれ障害児保護・教育事業の進展のみられる時期の先頭に位置するものであった。それ故、調査自体は、直接間接に京都での障害児教育・保護事業の進展に関与し、その先導的位置を占めるものであったといえるであろう。それは、障害児の実数と対策の乖離を白日のものとし、新たな対策と事業の構想を提案する基礎資料となったという意味で積極的契機を持つものであった。

だが、調査自体もその時々の歴史的制約を免れるものではなかった。各々の時期の児童問題は、その社会的対応として調査を引き出していた<sup>23)</sup>。しかし、調査が社会的対応としての意味を付与されているが故に、戦前においては障害児を否定的存在とみる障害児観を既に前提として有していた。そこに障害児の実態把握の方法の規定要因があった。結果として障害児の実態調査というよりは、障害児の分類と実数の調査に終始せざるを得ない一因となった。また、このことは調査方法によっても補強された。すなわち、大正期以降障害児調査に知能検査が導入され、それを前提としたものとなったことである。そこでは、障害児数、わけても「精神薄弱」児数が、正規分布曲線に照らして導かれることとなったのである。このことは、「特殊児童」数を明確にするためには有効であったとはいえ、逆に、「特殊児童」の教育や生活の実態を明らかにするという点では調査内容の形式化・形骸化を生むものとなる可能性を調査に内包させたと考えられる。

障害児数調査が、調査が本来持つべき実態のリアリティを捨象し、障害児数から機械的対応で施設数を導くことは、逆に対策必要性の根拠を弱め、障害児保護・教育事業を反対物に転化する可能性を内包させるものであった。従って、その方法的克服は、障害児観と実態把握の方法の貧困という2重の壁を越えたときにはじめて現れるものと予定されよう。それは、権利の主体を国民におき、障害児保護・教育の条件の貧困を克服する戦後の歴史過程で、一定の社会的教育的実践の蓄積を基に成立するものとして歴史的に残された課題となったといえよう。

註

- 1) その先導的な取り組みの個別実証的研究は、盲・聾教育を除いて残念ながら十分なされていない(盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会『京都府盲聾教育百年史』, 1929年)。また、後者の課題についても概説的に触れられるもののみであった研究はない。
- 2) 京都市社会福祉協議会・京都市民生児童委員連盟『京のまちづくりと障害者』法律文化社, 1986年, 京都府『京都府百年の年表』4教育編, 同5社会編, 1971年。社会福祉調査研究会『戦前日本の社会事業調査』勁草書房, 1983年等を参照した。
- 3) 京都市児童院『京都市児童院概況(昭和14年版)』(1939年)には、「昭和11年よりは、市学務課の提案にかかる…各専門医学上からの全市虚弱児童調査実施されるに当り、これと協力し具体的改善指導にあたる」と述べられていた。
- 4) 「不完全なる心意を有する児童につきての調査」については、「研究問題」(『京都府教育雑誌』第124号, 1902年, 15-16頁), 調査結果は、脇田良吉『小学校に於ける成績不良児教育法』1909年に所収(140-153頁)され、その内「劣等児」に関しては、岩内誠一「劣等児童につきての調査」『児童研究』第10巻1-3号(1907年, 10-20, 11-23, 18-25頁)として別途報告がされていた。
- 5) 金太仁策「戦後教育第一期期成同盟の檄」『京都府教育雑誌』第84号, 1899年5月, 無名氏「強迫教育の必要」同上第87号, 1904年7月。
- 6) 全国的状況については、国立教育研究所『日本近代教育百年史4』1974年8月, 857-924頁, 天野正輝「明治末・大正期における指導『個別化』の歴史的背景」『東北大学教育然学部研究年報』1978年3月参照。
- 7) 「郡視学会指示事柄」『京都府教育雑誌』第111号, 1902年5月。
- 8) 「田中視学官の談話(小学校校長会に於て)」同上第113号, 1902年7月。
- 9) 「田中視学官の京都市小学校校長会に於ける指示要綱」同上第138号~139号, 1903年10~11月。
- 10) 前掲(註4)「研究問題」
- 11) 調査のまとめは、註4『小学校に於ける成績不良児教育法』所収のものによる。
- 12) 前掲(註4)岩内論文。
- 13) 拙稿「京都における障害児教育成立の諸前提(1)一明治30年代における『特殊教育』の模索と提案を中心に」『京都教育大学教育実践研究年報』(1988年3月掲載予定)にその一端を示した。
- 14) 調査報告は、京都市社会課『京都市に於ける特殊児童調』, 1922年。
- 15) 同上報告書, 1-5頁。尚、同様の主張はこの時期一般的なものであった(平田勝政「大正デモクラシーにおける青木誠四郎の特殊教育観」東京都立大学教育学研究室『教育科学研究』第6号, 1987年参照)。
- 16) 城野亀吉「特殊教育について(一)」『学校教育』第10巻第1-2号, 1923年1-2月。
- 17) 調査報告は、京都市教育部社会課『学齢児童に関する調査』1930年, ここでの引用は同書からのものである。
- 18) 京都市教育部社会課『児童保護に関する調査』1931年, 1-22頁。
- 19) 「異常児童に対する施設設備の必要, 新市部をも合算すれば其数実に一万五千」『大阪朝日新聞京都版』1931年11月21日。
- 20) 京都市児童院『教育調査の結果に就きて』1937年。
- 21) 京都市児童養護研究会『京都市小学校運動機能障害児童の調査と其の対策』(1935年)として報告書が出されている。
- 22) 調査報告は、京都市特別児童教育研究会『勿忘草』1942年3月, 31-34頁。
- 23) 山田明の研究によればこの時期全国的に障害児調査が行われていた。京都での動向と全国的動向との関連は検討の課題である(山田明「障害児調査」前掲『戦前日本の社会事業調査』290-311頁)。